

有機農業の推進に関する基本的な方針案についての意見

全体について

意見 1

有機農業の推進に関する法律では、有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されており、それを受けて、本基本方針（案）においても有機農業を推進することで環境負荷低減が実現することが前提になっています。

しかし、営農方法によっては有機農業であっても生物多様性に影響を与えるトレードオフが存在する場合があります。さらに、圃場の大区画化による環境の多様性の低下、水路など付帯設備の近代化等による環境の変化が生物多様性に影響を与える場合もあります。

したがって、圃場だけでなく周辺の農地環境まで含めた広い視点から、有機農業の推進に合わせて生物多様性保全へのトレードオフを正確に把握し、その軽減、解消を同時に進める必要があります。そこで、本基本方針（案）全体を通じて、トレードオフがあった場合にどのように対処するののかも明記してください。

個別事項について

意見 2

P 8「基本方針の見直し」にある目標年度の 2030 年は、農林水産省生物多様性戦略では 2030 ビジョンとして「環境と経済がともに循環・向上する社会」が挙げられ、昆明・モントリオール生物多様性枠組及び生物多様性国家戦略 2023-2030 では、ネイチャーポジティブにおいて生物多様性の損失が止まり向上に向かっている節目の年です。

「有機農業の推進に関する法律」の第三条に、「有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進」と書かれていることから、適切な有機農業の促進は、農地が鳥類や水生動物、土壌動物等の生息地としての質を高めネイチャーポジティブに貢献できると考えられます。

さらに、法第二条で有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されており、本基本方針（案）はもちろん、みどりの食料システム戦略やクロスコンプライアンス（みどりチェック）、食料・農業・農村基本計画の KPI にあるように、現在の農業政策において農業分野における生物多様性の保全の実現には有機農業の実施が極めて重要な役割を占めているものと考えられます。

以上より、2030 年为目标である本基本方針（案）では、有機農業の推進によって目標年

度にネイチャーポジティブが達成されているものとなっている必要があることから、P2「第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項」に、生物多様性の向上も加える必要があります。

そこで、3番目の目標として「(3) 有機農業の生物多様性保全に係る目標」もしくは気候変動対策も考慮し「(3) 有機農業の環境負荷低減にかかる目標」を追加してください。

意見3

P3の「第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項」の「1 施策の考え方」4行目に書かれている「有機農業について消費者に十分に認知されていない」という課題があることに同意します。一般消費者の有機農業に対する認知度を向上させるには、有機農作物の安全性に加え、有機農業の推進に関する法律に定義されるように、有機農作物がいかに農業生産に由来する環境への負荷を低減させたかを伝えられる物語性が必要です。そこで、7行目の「有機農業の意義等を訴求するなど需要拡大を進めることにより」を「有機農業の意義等を地域社会や自然環境に与える効果とともに訴求するなど需要拡大を進めることにより」としてください。

意見4

P4「2 有機農産物の生産拡大」に記載された具体例に、8番目の具体例として「・みえるらべるの併用による有機農業の認知度の向上」を加えてください。有機JAS認定の表示に加え、みえるらべるを併用することで環境負荷低減が消費者に伝わりやすくなり、有機農業の認知度向上に貢献すると考えられます。有機農業者がみえるらべるに対応することで、生物多様性の向上にさらに貢献することが期待できます。

意見5

P5「4 有機食品の需要拡大」の1ポツ目の有機農業の生物多様性の保全や地球温暖化防止などの意義や特徴についての情報収集とエビデンスに基づく情報発信を進めることに賛同します。有機農業の需要拡大には認知度向上が重要であり、そのためには情報収集と発信に加え、有機農業の生物多様性保全や気候変動対策への効果についての測定を推進し、より積極的に効果を発信していくことが有効です。そこで、1ポツ目を「生物多様性の保全、地球温暖化の防止への貢献など有機農業の意義やその他の特徴についての情報収集、エビデンスの創出とエビデンスを伴った情報発信」として下さい。

エビデンス創出のために調査研究を実施することは、P7「7 調査の実施」の内容と合致します。

意見6

意見2にも書いたとおり、法の第三条にあるように「有機農業が農業の自然循環機能（農

業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)を大きく増進」することから、トレードオフが生じないあるいは軽微である適切な有機農業の促進は、農地が鳥類や水生動物、土壌動物等の生息地としての質を高めネイチャーポジティブに貢献できると考えられますので、このことを消費者にも理解してもらうことが有機農業の物語性を高め、有機農産物の消費拡大のインセンティブになると考えられます。

EUなどで調査されている Farmland birds index などが参考になるので、これら海外事例も活用して消費者の理解促進のためのエビデンス収集に取り組んでください。

意見 7

P7「6 有機農業の技術開発・普及」において関係者のネットワーク構築に賛同します。有機農業の認知度向上には、ネットワーク関係者が他地域の取り組み事例を知り比較することで独自色を創出し、物語性を高めることが有効と考えられます。そこで、7 ポツ目として「・関係者のネットワークを通じて得られる他地域の取り組み事例と自身の取り組みの比較による独自色の創出と物語性向上のための取り組み事例の共有」を追加してください。

意見は以上です。